

【論考】 2023年12月7日掲載

『野外令』の性格を考える

総合企画部 2等陸佐 樋口俊作

はじめに

陸上自衛隊にはドクトリンがない。しかし、ドクトリンと呼ばれるものがないだけであって、ドクトリンの機能を果たしているものはあると筆者は考える。それは、『野外令』を中心とする教範類である。

本稿は『野外令』の性格を考察するものである。ここで言う性格とは、ドクトリンに当たるか否か、そして、教義書か原則書かというものである（教義書と原則書の区分は後述する）。対象とする『野外令』は、その内容と解説書の両方が一般公開されている1968年版である。現在から見れば半世紀以上前の古い教範であるものの、同書を通じて陸上自衛隊の考え方の出発点を明らかにすることができるため、本研究自体も有用なものであると思料する。

本稿は3つの論点から成る。第1の論点は、『野外令』がドクトリンの要件を満たしているかである。筆者の結論は先に述べたとおりであり、その要件を満たしていると考ええる。

第2の論点は、『野外令』は教義書か原則書かである。同じく、結論を先に述べると、筆者は同書を教義書であると考えている。

第3の論点は、『野外令』の性格を見誤ることで生じ得る問題点についてである。『野外令』の性格を考察することは、単なる言葉遊びの問題ではなく、安全保障の実務にも影響を及ぼす可能性のある重要な事柄であることを述べる。

1. 『野外令』はドクトリンの要件を満たしているか

陸上自衛隊にドクトリンがないとされる理由の1つは、陸上自衛隊にドクトリンの明確な定義がないことが関係している。定義がなければ、『野外令』ないし教範類がドクトリンに当たるか否かは判断できないからである。

ドクトリンの定義がないままでは論を進められないので、本稿での定義を定めたい。ここでは、ドクトリン研究でしばしば引用される片岡徹也による定義を使用する。筆者の冒頭の主張もこの定義に基づくものである。具体的な内容は次のとおりである。

「ドクトリン(Doctrine)は軍事行動の指針となる、公に認められた根本的な原則である。つまりドクトリンは編制や装備、教育訓練や指揮のあり方、戦いの進め方について土台とな

る、軍中央部によって編纂（開発）、認可され、当該の軍隊に共有化された思想のことである¹⁾

些末ながら必要な補足を行う。この定義では、ドクトリンとは原則や思想のこととされている。一方、教範は刊行「物」なので、『野外令』自体がドクトリンでないのは明白である。筆者が本節で検討したいことを厳密に言えば、同書の「内容」がドクトリンの要件を満たしているか否かである。

それでは、この定義に基づいて『野外令』がドクトリンの要件を満たしているか考えてみよう。

まず、『野外令』は公的なものだろうか。同書は、陸上幕僚監部の名前で発行されているので、陸上自衛隊内で公に認められたものである。

次に、『野外令』は陸上自衛隊の行動の指針となっているだろうか。教育訓練や指揮のあり方、戦いの進め方に関しては合致していると考える。同書は「教育訓練に関する一般的準拠を与えることを目的²⁾」として編纂されているため、教育訓練の指針となっている。これは同時に、教育訓練を通じてその内容が陸上自衛官に共有されているということも意味する。また、同書には指揮の方法も記載されている上³⁾、「野外令は、すべての教範類の基準として、国土防衛作戦における諸職種連合部隊運用の基本理念を明らかにするための戦略・戦術の原則書⁴⁾」とされているため、指揮のあり方や戦いの進め方の準拠でもある。

実戦でも『野外令』ないし教範類に基づいた指揮や戦いの進め方をするのかという疑問があるだろう。これに関しては、本稿執筆中の2023年現在まで陸上自衛隊は実戦を経験していないため、論証は不可能である。しかし、筆者はおそらく実戦でも『野外令』ないし陸自教範に基づいた考え方で戦闘を行っただろうと考える。そうでなければ、有事を想定して行われていたはずの平素の教育訓練は、一体何のために行われていたというのだろうか。

『野外令』が編制や装備の指針であったかは、議論の余地があるかもしれない。編制・装備に応じて同書が作られたのか、同書が編制・装備の基準になったのか。これはおそらく双方向的なものであり、同書の考え方を実現するために、必要な編制・装備を準備していたという部分はあるだろう。

総じて、『野外令』はドクトリンの要件を満たしていると筆者は考える。

2. 『野外令』は教義書か、原則書か

¹⁾ 片岡徹也編『軍事の事典』（東京堂出版、2009年）121-122頁。

²⁾ 陸上幕僚監部『野外令第1部』（1968年）国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2527259> (参照 2023-10-26) 「はしがき」。

³⁾ 同上、13-26頁。

⁴⁾ 陸上自衛隊幹部学校『野外令第1部の解説』（1968年）国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2527260> (参照 2023-10-17) 1頁。

筆者が第 1 節で導いた結論、すなわち、『野外令』はドクトリンに当たるという主張は、陸上自衛隊幹部学校が編纂した『野外令第 1 部の解説』（以下、『解説』という）の見解と対立している。なぜかという、『解説』では「特定の主義主張あるいは戦法等を内容とするものを教義書といい、一般普遍的な主義主張あるいは戦法等を内容とするものを原則書という⁵」とする区分を用いて、不明瞭な表現ながら、『野外令』は原則書の性格が強いと説明されているからである（末尾の補足資料参照）。

前節で扱った片岡のドクトリンの定義によれば、ドクトリンはそれを採用している軍の行動の指針を示すもの、つまり、ある軍特有の考え方なので、『解説』の区分に当てはめると教義書に該当することになる。ちなみに、“Doctrine（ドクトリン）”を英和辞典で見ても「教義」という訳がある⁶。筆者が考える『野外令』の性格も教義書である。

『解説』の説明を支持し、『野外令』を原則書だとする声はある⁷。果たして、『野外令』は本当に一般普遍的な内容の原則書だろうか。

日本陸軍出身で陸上自衛隊に入隊した西浦進は、「（『野外令』などの）内容の一部には、兵学共通の一般理論を記述しているが、その大部分は、編さん責任当局のドクトリンを示したものである⁸」と述べている。筆者もこの意見に同意する。筆者は別の論考で、『野外令』に記載された「戦いの原則」と「指揮の要訣」を扱った。これら 2 つの項目は、同書の戦術や指揮に関する考え方の比較的中心的な部分を占めていると思われるもので、かつ、幹部陸上自衛官ならば知らない者はいないほど組織内で共有されたものである。そして、筆者はそれらが特定の考え方や系譜の下にあり、決して一般普遍的なものでないことに触れてきた⁹。

『野外令』は、たとえ非常識というほどまで偏ったものではないとしても、あくまで陸上自衛隊の考え方を示したものであり、特定の内容が記載された教義書である。

3. 『野外令』の性格を見誤ることの弊害

⁵ 同上、4 頁。

⁶ 小稲義男『新英和大辞典 第 5 版』（研究社、1980 年）612 頁。

⁷ 例えば、陸上自衛隊 OB である木元寛明は『野外令』を原則書であると見ている。木元寛明『陸自教範『野外令』が教える戦場の方程式』（光人社、2011 年）13 頁。

⁸ 西浦進『兵学入門』（田中書店、1968 年）195 頁。丸括弧内は筆者による。

⁹ 1968 年版の「指揮の要訣」は、戦況の予測可能性を前提とし、事態対処の計画可能性と管理可能性に立脚した集権的な傾向を有している。また、「戦いの原則」は、その存在自体に疑問を呈する意見もある中で、『野外令』はその存在を明確に認めており、他にも系譜がある中で、J.F.C. フラーに連なるものを同書は採用している。樋口俊作『指揮の要訣』に見る陸上自衛隊の指揮の出発点－『指揮の要訣』100 年を迎えて－（2023 年 9 月）教育訓練研究本部 HP< <http://www-up.mod.go.jp/gsdf/tercom/img/file2349.pdf> >（参照 2023-10-18）13 頁； 樋口俊作「草創期の陸上自衛隊における『戦いの原則』の受容」（2023 年 10 月）教育訓練研究本部 HP< <http://www-up.mod.go.jp/gsdf/tercom/img/file2346.pdf> >（参照 2023-10-18）1-3 頁。『野外令』の「戦いの原則」が一般普遍的でないことを示すためには、世界には『野外令』のもの以外の「戦いの原則」があることを示した方が早いかもしれない。ヤン・オングストローム、J.J. ワイデン『軍事理論の教科書 戦争のダイナミクスを学ぶ』北川敬三監訳（勁草書房、2021 年）120-121 頁。

特定の考え方が記載された教義書であるはずの『野外令』の性格を、一般普遍的な内容の原則書として捉えてしまうことは、決して些細なものではないいくつかの問題を生じかねない。ここでは、生起し得る3つの問題を挙げる。最初の2つは『野外令』の修正を困難にしかねないというものであり、最後は他国軍との共同あるいは敵対する際に生起し得るものである。

(1) 『野外令』の修正に関する問題

第1は、『野外令』の加筆修正を著しく困難なものにする恐れがあるというものである。

ある時点における『野外令』の性格が一般普遍的なものと考えられており、かつ、その後もそうあるべきだと考えられているならば、同書に修正を加えようとするあらゆる取り組みは同書の性格を変えるものと捉えられ、反発を招くことになりかねない。内容の追加を行おうとする場合は特に当てはまる。たとえ陸上自衛隊内外に軍事に関する新たな考え方が登場したとしても、一般普遍的とみなされる事柄しか同書に反映できないことになる。

どのようなものであれ、新たな考え方には何かしらの起源があるはずである。その起源は提唱者個人であったり、新技術の登場であったり、特定の戦争の教訓であったりするなど、独特のものであるだろう。独特なものである以上、『野外令』の性格にはなじまないことになる。そのような独特なものが一般普遍的という地位を得るまで、一体どれくらいの時間がかかるのだろうか。軍事理論の一般化を待つようなことが常態化すると、悪くすれば、『野外令』は常に「1つ前の戦争観」や「1世代前の戦場観」で書かれたものになってしまう。

当初は新しかった軍事理論が一般化したということは、その有効性が認められたと同時に陳腐化したということでもある。無論、万能の軍事理論など存在せず、それぞれの理論は何らかの欠点を有している。よって、筆者も軍事理論は新しければ良いと述べるつもりは無い。しかし、新たな理論が注目されるのは、従来の理論の問題点を克服している部分があるからだ。競争相手がいる軍事の世界で、この遅れは致命的となりはしないか。

1968年に最初の『野外令』が登場した後、世界の軍事界にどれほどの新たな考え方が登場し、その内どれほどのものが『野外令』に反映を試みられ、どれくらいの時間をかけて実際に反映されたのだろうか。それは他国に比して速いのか、遅いのか。これらを公開資料のみから調査するのは困難であるため、筆者の本項の懸念は仮説に留まるものである。

(2) 教訓の調査・反映に関する問題

第2は、実践・実戦に関する教訓の調査や『野外令』への反映を困難にするというものである。

まず、前提を整理しよう。『野外令』が一般普遍的な内容の原則書だと考えるということは、その内容があらゆる場面に応用可能なものであると捉えるということである。一方、特定の考え方が記載された教義書だと考えるということは、その内容はある状況では有効であると同時に、別の状況では機能しないことがあると自覚するということである。

さて、用兵には「学」と「術」の2つの面がある¹⁰。「学」は知識そのものに関するものであり、本稿では『野外令』の内容やその理解に該当する。一方、「術」は知識の実践であり、個々の指揮官や隊員による当面する状況への同書の適用や応用に該当する。

例えば、陸上自衛隊のある指揮官が実戦であれ、演習であれ、失敗なり敗北なりしたとしよう。その指揮官に与えられた任務や条件がよほど困難なものでない限り、失敗の原因は「学」と「術」の両方、すなわち、『野外令』の内容と指揮官による実践の両方に求められるべきである。しかし、同書の内容があらゆる場面に応用可能とみなされている場合、失敗の原因はまず指揮官による実践要領の不適切さのみに求められてしまうのではないか。同書の妥当性が疑われるまで、他の場面でも類似の失敗が繰り返されることになる。

『野外令』の内容が誤っていると認識されなければ、その修正は試みられない。むしろ、失敗の原因が指揮官による実践要領の不適切さにあると考えられている限り、上級指揮官や組織中央からは同書の内容をよく理解して適切に実践するよう、従来の記載内容を徹底するような指導がなされることになる。現場は同書の誤りや限界に気づく一方で、組織中央は従前の戦い方に固執するという現象が生じるのである。

こうして、現場と中央の認識の乖離が進んでいく。しかも、この間、中央は現場指揮官の能力に不満を抱き、現場指揮官は実情を理解しない中央への不信感を募らせていく。類似の失敗が蓄積されて、ようやく中央でも『野外令』の内容に疑いの目が向けられることになる。

例を用いて考えてみよう。ここでは、対米戦における日本陸軍の対上陸戦闘要領の変遷を挙げる。日本陸軍が対米戦で用いていた教範は『作戦要務令』であった。日本陸軍における『作戦要務令』の地位は、概ね陸上自衛隊の『野外令』に相当する。日本陸軍の軍人はそこに記載されたいくつかの内容を普遍的に通用するものと考えていた¹¹。

対上陸戦闘の生起が予想された後、最初に大本営が示した戦闘要領は、水際に陣地を設け、敵が上陸してきた場合には、敵の橋頭堡が完成する前に攻勢に出て敵を撃滅するというものであった。この戦法は戦前から検討されていたものではなかったものの、『作戦要務令』に記された日本陸軍の従来からの戦い方を島嶼部へ応用したものとして解釈できる¹²。

白紙的に考えれば、この戦い方は不条理なものではない。上陸部隊は海上で舟艇に乗っている間は戦力を発揮できず、さらに上陸した直後は隊形が整わず相互支援も困難であり、重火力の発揮も制限されるという弱点を有している。よって、この弱点を突こうという意図は妥当なものである。ただし、米軍は圧倒的な海空戦力を有しており、日本陸軍を相手にする限りにおいてこの弱点を克服していた。

結果的に、日本陸軍の水際陣地は米軍の上陸前の砲爆撃で破壊された上、米軍の上陸後に行われた日本陸軍の攻勢は大損害を被り失敗している。大本営が緒戦の失敗で自らの誤り

¹⁰ 樋口「草創期の陸上自衛隊における『戦いの原則』の受容」18-19頁。

¹¹ 同上、11-12頁。

¹² 戦前からの日本陸軍の戦い方の特徴に、速戦速決や攻勢主義等がある。大本営が示した対上陸戦闘の具体的な要領は本文中で述べているとおりである。この戦い方は敵の上陸早々、相手の弱点に対して攻勢をかけて一挙に撃滅しようとしている点で、あくまで従前の戦い方の延長である。

に気付き、戦い方を修正できれば良かったものの、類似の失敗は硫黄島や沖縄等の一部の例外を除いて繰り返された。

絶対国防圏の重要な一角であるマリアナ諸島での戦闘が行われる前、ビアク島において、日本陸軍の守備隊が自然洞窟を活用して頑強な抵抗を行った事例がある¹³。その教訓を得た他の島嶼守備隊指揮官の中には、大本営が当初示したものと異なる戦い方（海岸から距離を取った縦深陣地や自然洞窟を活用した抵抗）を試みた事例もある。その一方で、大本営は終始あくまで攻勢にこだわり、現地指揮官の意志に反するような指導を続けていたという¹⁴。

この事例を一言で表すならば、ダブルループ学習の失敗ということになるだろう。ダブルループ学習とは、組織の既存の価値そのものに対して疑問を提示する変革活動のことである¹⁵。ただし、本事例が単なるダブルループ学習の失敗より一層質が悪いのは、現場と中央の乖離を招き、組織内の相互不信と組織そのものの瓦解をもたらしかねない点である。もちろん、国家の安全と隊員の生命にも関わる。

（3）他国軍との共同、敵対に関する問題

第3は、他国軍と共同する場合にも敵対する場合にも、相手を誤解することにつながりかねないというものである。なぜなら、『野外令』を一般普遍的と考えるあまり、本来『野外令』とは全く別の戦争観や思想の下で編纂されたはずの他国軍のドクトリンを、同書の枠組みで解釈してしまう可能性があるからである。

再び例を用いて考えてみよう。おそらく2010年代に入ってようやく陸上自衛隊も注目し始めた概念に作戦術（Operational Art）がある。簡単に述べると、作戦術とは戦略と戦術を繋ぐ術であり、それを機能させるためには作戦次元（Operational Level）と呼ばれる戦略と戦術の中間段階の存在に目を向ける必要がある。

米陸軍のドクトリンでは、作戦次元は1982年版から¹⁶、作戦術は1986年版から取り入れられている¹⁷。どちらのドクトリンもエア・ランド・バトル（“Air Land Battle”以下、本文中で述べる場合は「ALB」という）と呼ばれるものであり、ALB自体は1982年版から採用されている。

陸上自衛官も、米陸軍がALBを採用したことは早い時期から認知している。陸上自衛官を主な会員とした陸戦学会が発行していた『陸戦研究』には、1982年のうちにALBが紹介されている。記事は、米陸軍指揮幕僚大学に所属する米軍人が書いたものを翻訳したものだ。この記事では、ALBの顕著な特色の1つとして「戦略・戦術から独立した別個のある戦争

¹³ 井本熊男『作戦日誌で綴る大東亜戦争』（芙蓉書房、1979年）531-534頁、

¹⁴ 同上、551-552頁。

¹⁵ 安藤史江『組織学習と組織内地図』（白桃書房、2001年）19頁。

¹⁶ Headquarters Department of the Army, *FM 100-5 OPERATIONS* (Washington, D. C.: Department of the Army, 1982) p. 2-3.

¹⁷ Headquarters Department of the Army, *FM 100-5 OPERATIONS* (Washington, D. C.: Department of the Army, 1986) p. 9.

のレベルとしての作戦術¹⁸」を採用したことが挙げられている。

他方、3ヶ月後に掲載された陸上自衛官によるALBの紹介記事では、作戦次元や作戦術には一切触れられていない¹⁹。加えて、『エア・ランド・バトル』構想は、米陸軍の伝統ともいえる『積極・主動・創造』の回復を意味し、かつ“勝利は攻撃によって獲得する！”との『猛々しさ』に復帰したことを示すものであり、米陸軍の躍動ぶりを観る思いがする。(中略) 本理念を通じて思うことは、米陸軍は、かつての科学力・物的戦力重視(万能)主義思想から脱却して、無形的戦闘力(指揮官の能力・兵士の使命観確立等)の重要性をより強く認識するとともに、今後は、この無形的戦力と、科学・物的戦力との調和を図ることに、より力点をおくものとみられること。特に、戦勝獲得の根本は指揮官であることを強調している点が、真に印象的である²⁰と結んでいる。まるで、ALBの画期的な点は精神力に目を向けたことであると言わんばかりの書きぶりである。

『野外令』には、戦闘力には有形のものと無形のものがあることが記載されている一方で²¹、作戦次元や作戦術は記載されていない。この事例は、陸上自衛官が『野外令』の枠組みで理解できる範囲でのみ他国ドクトリンを理解し、その枠組みで捉えられない部分には目を向けていなかったことの例証になるのではないか。

その後の陸上自衛官の中には、米陸軍における作戦という語の意味が、日本語の作戦の意味と異なっていることに気付いた者もいる²²。しかし、最終的に日本における作戦次元や作戦術の欠如を指摘したのは自衛官ではなく、第1節でも触れた民間の研究者である片岡であった²³。なお、こうして批判している筆者自身にしても、他者から教えられるまで作戦術の存在すら知らなかった。

このように、『野外令』を一般普遍的と考えるあまり、他国ドクトリンもその枠組みで捉えてしまうことは十分あり得ることである。このことは、他国軍と共同する場合には、相互理解を妨げ円滑な連携を阻害することにつながる。一方、戦場で敵対する場合は、敵軍の行動の企図を誤解してしまうことにつながる。そして、仮に敵の動向に関する情報資料を精緻に得られていたとしても、その解釈を誤り、奇襲されることになってしまう。

共同するにせよ、敵対するにせよ、相手が自分と異なる考え方をする組織であることを前提とした方が、相手の理解を容易にするのではないだろうか。自分たちの考えが一般普遍的

¹⁸ レオナルド・ディ・ホルダー・ジュニア「FM100-5と『エア・ランド・バトル』」築瀬徳亥訳『陸戦研究』第30巻第349号(1982年10月)国立国会図書館デジタルコレクション <<https://dl.ndl.go.jp/pid/2872989>>(参照 2023-10-18) 53頁。

¹⁹ 横山義男「米陸軍新教範 FM100-5と『エア・ランド・バトル』の概要」『陸戦研究』第31巻第352号(1983年1月)国立国会図書館デジタルコレクション <<https://dl.ndl.go.jp/pid/2872992>>(参照 2023-10-18) 21-31頁。

²⁰ 同上、31頁。

²¹ 陸上幕僚監部『野外令第1部』「綱領」。

²² 樋山周造「米陸軍における部隊レベルの即応度評価の考え方」『陸戦研究』第33巻第380号(1985年5月)国立国会図書館デジタルコレクション <<https://dl.ndl.go.jp/pid/2873020>>(参照 2023-10-18) 21-22頁。

²³ 北川敬三「安全保障研究としての『作戦術』—その意義と必要性」『国際安全保障』第44巻第4号(2017年3月) 94頁。

と考えてしまうと、他者も自分と同じように考えるはずだという独善的な思考に陥ってしまう。

おわりに

西浦は「兵学書（典範令などをふくみ）を読む場合その中の記述で、理論、類型を述べたものと用兵当局（時としてはその書物の筆者個人）のドクトリンを述べたものとは、一見区別しがたい場合もある。読者としては、厳に両者を区別して理解せねばならない²⁴」と述べている。教範類を読む場合、あるいは、諸外国のドクトリンを読む場合に現在でも通用する意見である。

（2023年10月脱稿）

<本稿は個人の見解であり、教育訓練研究本部を代表するものではありません。>

【補足資料】

『野外令第1部の解説』より

「イ．野外令記述上の基本的態度

特定の主義主張あるいは戦法等を内容とするものを教義書といい、一般普遍的な主義主張あるいは戦法等を内容とするものを原則書というならば、『野外令は、教義書なりや、原則書なりや』というような議論は当を得たものではない。野外令や、国土防衛作戦という場において、生起すべき状況の本質に応じて採用すべき手段・方法を決定すべき考え方を内容とするものであり、原則の記述にあたっては、国土防衛作戦において生起する公算の多い状況に焦点をおくのではなく、最も応用の広いものを記述するという態度をとられている。換言すれば、この戦法で勝つというやり方を記述するのではなく、勝つ方法を創造する考え方を記述するのが基本的態度である。

野外令は、わが国情特に国力、国民性、陸上自衛隊の使命及びわが国の気象・地形に即応した教範の必要に基づいて編さんされたものであるから、見方によっては、特定の目的、条件をもった教義書ともいえるが、国土防衛作戦における特定の作戦様相あるいは特定の状況経過を設想した原則を記述するときは、思考又は戦法の硬直・定型化を招きやすい。この

²⁴ 西浦『兵学入門』198頁。

ため、野外令は、作戦・戦闘に関する諸原則を機能的に整理し、合理性のある妥当な知識を提供し、思考及び戦法の硬直・定型化を防止して戦略・戦術による勝利を期待し、一方、指揮の手續その他の具体的事項についてもその根本となる事項を明らかにして、指揮実行の面についても教範となりうるよう記述されている。

野外令に掲げられた諸原則は、あらかじめ指揮官、幕僚の識能として消化され、機に応じて適切な状況判断を通じ最良の手續・方法を創造するために活用されるべきものである。²⁵⁾

陸上自衛隊 OB である木元寛明は「特定の主義・主張あるいは戦法等を内容とするものを教義書といい、普遍的な主義・主張あるいは戦法等を内容とするものを原則書というが、野外令は後者である」と述べている。用いられている表現から、『解説』を参照して記述したものと推測される。筆者の主張は木元の意見と真っ向から対立するものであるが、『野外令』が標榜している性質の解釈に関しては木元に同意する。

²⁵⁾ 陸上自衛隊幹部学校『野外令第1部の解説』4-5頁。